

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 環境課

許認可等の内容		特定事業の許可
根拠法令等及び条項		土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条、第14条及び第15条
	参考事項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成19年10月1日設定 平成22年3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特定事業の許可について、特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う特定事業</p> <p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業</p> <p>(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業</p> <p>(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業</p> <p>(6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの</p> <p>2 特定事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面、その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	

- (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設(以下「特定事業場」という。)の位置及び面積
- (3) 特定事業区域のうち最も高い地点及び最も低い地点と、当該特定事業区域が接する道路のうち特定事業に使用する土砂等の高低差
- (4) 特定事業に供する施設の設置計画
- (5) 特定事業の施行を管理する事務所の所在地
- (6) 特定事業の施行を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)の氏名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定事業の期間
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (10) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (11) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- (12) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置(以下「土砂等の災害発生防止措置」という。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 1及び2の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業(以下「一時たい積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第6号まで、第8号及び第11号に掲げる事項
- (2) 年間の一時的たい積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (3) 一時たい積事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (4) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第14条第2項第3号ただし書の規則で定める措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、第10条の許可の申請(一時たい積事業のものを除く。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - イ 第8条第2項又は第29条の規定による必要な措置を完了していない者
 - ウ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木市行政手続条例(平成22年栃木市条例第19号)第15条の

規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの

- (2) 第12条の同意を得ていること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 特定事業の施行を管理することができる事務所が設置されること。
- (5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- (7) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置が図られていること。

5 許可の申請が一時たい積事業のものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定に適合するものであること。
- (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (3) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適

正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

- 6 第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の災害発生防止措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。